日本標準商品分類番号

871319

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

プロスタマイド誘導体

緑内障•高眼圧症治療剤

ビマトプロスト点眼液0.03%「ニットー」

Bimatoprost Ophthalmic Solution 0.03% 「NITTO」

ビマトプロスト点眼液

剤 形	点眼剤		
製剤の規制区分	処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること)		
規格・含量	1mL 中 ビマトプロスト 0.3mg 含有		
一 般 名	和名:ビマトプロスト(JAN) 洋名:Bimatoprost(JAN)		
製造販売承認年月日 薬価基準収載·発売年月日	製造販売承認年月日:2018 年 8 月 15 日 薬価基準収載年月日:2018 年 12 月 14 日 発 売 年 月 日:2018 年 12 月 14 日		
開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名	製造販売元:東亜薬品株式会社 発 売 元:日東メディック株式会社		
医薬情報担当者の連絡先			
問い合わせ窓口	日東メディック株式会社 おくすり相談窓口 TEL:03-3523-0345 FAX:03-3523-0346 医療関係者向けホームページ http://www.nittomedic.co.jp/index.html		

本 IF は 2018 年 8 月作成の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器総合機構ホームページ http://www.pmda.go.jp/ にてご確認下さい。

IF利用の手引きの概要

- 日本病院薬剤師会 -

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書(以下、添付文書と略す)がある。 医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際に は、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会(以下、日病薬と略す)学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」(以下、IFと略す)の位置付け並びにIF記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第3小委員会においてIF記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F記載要領 2008 が策定された。

IF記載要領 2008 では、IFを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること (e-IF) が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-IFが提供されることとなった。

最新版のe-IFは、(独) 医薬品医療機器総合機構のホームページ (http://www.pmda.go.jp/) から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-IFを掲載する医薬品医療機器総合機構ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせてe-IFの情報を検討する組織を設置して、個々の IF が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、IF 記載要領の一部改訂を行い IF 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. IFとは

IFは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師 自らが評価・判断・提供すべき事項等はIFの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から 提供されたIFは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという 認識を持つことを前提としている。

[IFの様式]

- ①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体(図表は除く)で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「IF利用の手引きの概要」の全文を記載するも

のとし、2頁にまとめる。

[IFの作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別(内用剤、注射剤、外用剤)に作成される。
- ②IFに記載する項目及び配列は日病薬が策定したIF記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従 事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」(以下、「IF記載要領 2013」と略す)により作成されたIFは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体(PDF)から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[IFの発行]

- ①「IF記載要領2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「IF記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果(臨床再評価)が公表された時点並びに適応症の 拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはIFが改訂される。

3. IFの利用にあたって

「IF記載要領 2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のIFについては、医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、IFの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やIF作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、IFの利用性を高める必要がある。

また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、IFが改訂されるまでの間は、当該 医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス 等により薬剤師等自らが整備するとともに、IFの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療 機器総合機構ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に 関する項目等は承認事項に関わることがあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

IFを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。IFは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、IFがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。 (2013 年 4 月改訂)

目 次

Ι.	概	要に関する項目1	WII.	安	全性(使用上の注意等)に関する項目	≣ ·· 11
	1.	開発の経緯1		1.	警告内容とその理由	11
	2.	製品の治療学的・製剤学的特性1		2.	禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)…	
		300000000000000000000000000000000000000		3.	効能又は効果に関連する使用上の注意とる	
Ι.	名	称に関する項目2			由	
	1.	販売名2		4.	用法及び用量に関連する使用上の注意とそ	
	2.	一般名2		••	由	
	3.	横造式又は示性式2		5.	ロ 慎重投与内容とその理由 ······	
	4.	分子式及び分子量2		6.	重要な基本的注意とその理由及び処置方法	
	- . 5.	化学名(命名法)2		7.	相互作用	
		慣用名、別名、略号、記号番号2		7. 8.	副作用	
	6. 7	但用石、加石、哈亏、配亏备亏 ···································			高齢者への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7.	UAS 豆 <u>球</u> 俄亏 ··········· 2		9.	后即有べの投与 妊婦、産婦、授乳婦等への投与 ··········	
ш	右	効成分に関する項目3			小児等への投与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
ш.					臨床検査結果に及ぼす影響	
	1.	物理化学的性質3		12.	過量投与	13
	2.	有効成分の各種条件下における安定性3				
	3.	有効成分の確認試験法3			適用上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4.	有効成分の定量法3			その他の注意 ······	
π,	集山	刘二明士,石口		16.	その他	14
IV .	茭	剤に関する項目4 	T7.7	٦Ŀ	ち 中計 かん 明 士 7 項 ロ	15
	1.	剤形4	IX.	∌F	臨床試験に関する項目	
	2.	製剤の組成4		1.	薬理試験	
	3.	用時溶解して使用する製剤の調製法4		2.	毒性試験	15
	4.	懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意4		<i>h</i> -h-	70.45 = -T.1-90-1-7-T.D	40
	5.	製剤の各種条件下における安定性5	Χ.	官	理的事項に関する項目	
	6.	溶解後の安定性5		1.	規制区分	
	7.	他剤との配合変化(物理化学的変化)5		2.	有効期間又は使用期限	
	8.	溶出性5		3.	貯法•保存条件	16
	9.	生物学的試験法5		4.	薬剤取扱い上の注意点	16
	10.	製剤中の有効成分の確認試験法5		5.	承認条件等	16
	11.	製剤中の有効成分の定量法6		6.	包装	
	12.	力価6		7.	容器の材質	16
	13.	混入する可能性のある夾雑物6		8.	同一成分•同効薬	16
	14.	注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する		9.	国際誕生年月日	16
		情報6		10.	製造販売承認年月日及び承認番号	17
	15.	刺激性6		11.	薬価基準収載年月日	17
	16.	その他6		12.	効能又は効果追加、用法及び用量変更追加	旧等の
					年月日及びその内容	
V.	治	療に関する項目7		13.	再審査結果、再評価結果公表年月日及びる	
	1.	効能又は効果7			容	
	2.			14.	再審査期間	
	3.				投薬期間制限医薬品に関する情報	
	٥.	PHILIP 1770 130			各種コード	
VI.	薬	効薬理に関する項目8			保険給付上の注意	
	1.				N·	
	2.		ΧI	. 文	献	···· 18
		**E1F/II			···· 引用文献 ·······	
VП	遨	物動態に関する項目9			その他の参考文献	
•		血中濃度の推移・測定法9		۷.	(0) 他09 写入版	10
	1.		XII	参	考資料	19
	2.	条物速度論的ハフメータ······9 吸収·····9	2111		・70 貝 41 主な外国での発売状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	3.			١.	五な外国での発売状況 海外における臨床支援情報	19
	4.			۷.	海クト「ーのリの姉外又抜情報	19
	5.	1 4433	νm	_ <i> </i> ‡	請考	20
	6. -		ΛШ			
	7.	トランスポーターに関する情報 10		1.	その他の関連資料	20
	0	添析等に F ス 除 土 本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 10				

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

ビマトプロストはプロスタマイドレセプターに作用し、ぶどう膜強膜流出経路からの房水の流出を促進することにより、眼圧下降効果を発揮すると考えられている。日本においては、2009 年 10 月に緑内障・高眼圧症に対する治療薬として発売されている。

本剤は、1 日 1 回点眼の後発医薬品として、規格及び試験方法を設定、加速試験を実施し、2018 年 8 月に承認を取得し、2018 年 12 月に発売に至った。

2. 製品の治療学的・製剤学的特性

- (1) 本剤は、標準製剤の分析結果に基づき添加剤の種類及び含量(濃度)が標準製剤と同一となるよう 処方設計を行ったものであり、pH、粘度、浸透圧などの物理化学的性質が近似することから、生物 学的同等性試験は免除されている。
- (2) 本剤は1日1回の点眼の緑内障・高眼圧症治療薬である。
- (3) 転がりにくく、開閉しやすい容器である。
- (4) 副作用については以下の通りである。

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。 ビマトプロスト点眼液の重大な副作用として、虹彩色素沈着が報告されている(12 頁参照)。

Ⅱ. 名称に関する項目

1. 販売名

(1) 和名

ビマトプロスト点眼液 0.03%「ニットー」

(2) 洋名

Bimatoprost Ophthalmic Solution 0.03% NITTO J

(3) 名称の由来

有効成分の一般名による

2. 一般名

(1) 和名(命名法)

ビマトプロスト(JAN)

(2) 洋名(命名法)

Bimatoprost(JAN)

(3) ステム

prostaglandin 類:-prost

3. 構造式又は示性式

4. 分子式及び分子量

分子式:C₂₅H₃₇NO₄

分子量:415.57

5. 化学名(命名法)

 $(5Z)-7-\{(1R,2R,3R,5S)-3,5-\text{Dihydroxy-}2-[(1E,3S)-3-\text{hydroxy-}5-\text{phenylpent-}1-\text{en-}1-\text{yl}]\text{cyclopentyl}\}-N-\text{eth ylhept-}5-\text{enamide}$

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

該当資料なし

7. CAS 登録番号

155206-00-1

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

白色~微黄白色の粉末である。

(2) 溶解性

該当資料なし

(3) 吸湿性

該当資料なし

(4) 融点(分解点)、沸点、凝固点

該当資料なし

(5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値

比旋光度 [α]_D²⁰:+33~+39° (脱水物に換算したもの 0.2g、アセトニトリル、20mL、100mm)

2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

3. 有効成分の確認試験法

- (1)赤外吸収スペクトル測定法(臭化カリウム錠剤法)
- (2)液体クロマトグラフィー

4. 有効成分の定量法

液体クロマトグラフィー

Ⅳ. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 投与経路

点眼

(2) 剤形の区別、外観及び性状

剤形:水性点眼剤

規格:1mL 中 ビマトプロスト 0.3mg 含有

性状:無色澄明の水性点眼剤

(3) 製剤の物性

該当資料なし

(4) 識別コード

該当しない

(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等

pH:6.9~7.5

浸透圧比:0.9~1.2

(6) 無菌の有無

本剤は無菌製剤である。

2. 製剤の組成

(1) 有効成分(活性成分)の含量

1mL 中 ビマトプロスト 0.3mg 含有

(2) 添加物

リン酸水素ナトリウム水和物(緩衝剤)、クエン酸水和物(緩衝剤)、塩化ナトリウム(等張化剤)、ベンザルコニウム塩化物(保存剤)、pH 調節剤

(3) 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

3. 用時溶解して使用する製剤の調製法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

5. 製剤の各種条件下における安定性

ビマトプロスト点眼液 0.03%「ニットー」において、各種条件下における安定性は以下であった。1)

試験	保存条件	保存期間	保存形態	結果
加速試験	40℃ 75%RH	6 箇月	ポリエチレン容器 紙箱包装	変化なし ^{※注 1}
長期保存試験	25℃ 60%RH	12 箇月 (継続中)	ポリエチレン容器 紙箱包装	変化なし ^{※注2}
熱苛酷試験	50℃ 成り行き湿度	60 日	ポリエチレン容器 紙箱包装	変化なし ^{※注3}
低温試験	5℃ 成り行き湿度	18 箇月	ポリエチレン容器 紙箱包装	変化なし ^{※注4}
曝光試験	3000lx 25°C 60%RH	120 万 lx•hr	ポリエチレン容器	変化なし ^{※注5}
開封後試験	40℃ 75%RH	4 週	ポリエチレン容器 紙箱包装	変化なし ^{※注5}
サイクル試験	5℃⇔40℃ -20℃⇔25℃	5 サイクル (各温度 1 週間)	ポリエチレン容器 紙箱包装	変化なし ^{※注6}

※注1 試験項目:性状、確認試験、浸透圧比、pH、不溶性異物、不溶性微粒子、無菌、定量

※注2 試験項目:性状、浸透圧比、pH、不溶性微粒子、無菌、定量

※注3 試験項目:性状、浸透圧比、pH、不溶性微粒子、定量

※注4 試験項目:性状、pH、定量

※注5 試験項目:性状、浸透圧比、pH、定量

※注6 試験項目:性状、浸透圧比、pH、不溶性異物、定量

6. 溶解後の安定性

該当しない

7. 他剤との配合変化(物理化学的変化)

該当資料なし

8. 溶出性

該当しない

9. 生物学的試験法

該当しない

10. 製剤中の有効成分の確認試験法

薄層クロマトグラフィー

11. 製剤中の有効成分の定量法

液体クロマトグラフィー

12. 力価

該当しない

13. 混入する可能性のある夾雑物

該当する夾雑物はない

14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当資料なし

15. 刺激性

該当資料なし

16. その他

該当しない

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果

緑内障、高眼圧症

2. 用法及び用量

1回1滴、1日1回点眼する。

<用法・用量に関連する使用上の注意>

頻回投与により眼圧下降作用が減弱する可能性があるので、1日1回を超えて投与しないこと。

3. 臨床成績

(1) 臨床データパッケージ

該当資料なし

(2) 臨床効果

該当資料なし

(3) 臨床薬理試験

該当資料なし

(4) 探索的試験

該当資料なし

- (5) 検証的試験
 - 1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

2) 比較試験

該当資料なし

3) 安全性試験

該当資料なし

4) 患者・病態別試験

該当資料なし

- (6) 治療的使用
 - 1) 使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験) 該当しない
 - 2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当しない

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群

イソプロピルウノプロストン、タフルプロスト、トラボプロスト、ラタノプロスト

2. 薬理作用

(1) 作用部位・作用機序

プロスタマイドレセプターに作用し、ぶどう膜強膜流出経路からの房水の流出を促進することにより 眼圧下降効果を発揮すると考えられている。²⁾

(2) 薬効を裏付ける試験成績

<生物学的同等性試験>

ビマトプロスト点眼液 0.03%「ニットー」は、標準製剤の分析結果に基づき添加剤の種類及び含量(濃度)が標準製剤と同一となるよう処方設計を行ったものであり、pH、粘度、浸透圧などの物理化学的性質が近似することから、生物学的に同等とみなされた。

(3) 作用発現時間・持続時間

Ⅲ. 薬物動態に関する項目

- 1. 血中濃度の推移・測定法
 - (1) 治療上有効な血中濃度 該当資料なし
 - (2) 最高血中濃度到達時間

該当資料なし

(3) 臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

(4) 中毒域

該当資料なし

(5) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

(6) 母集団(ポピュレーション)解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) バイオアベイラビリティ

該当資料なし

(4) 消失速度定数

該当資料なし

(5) クリアランス

該当資料なし

(6) 分布容積

該当資料なし

(7) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

(1) 血液一脳関門通過性

該当資料なし

(2) 血液一胎盤関門通過性

Ⅷ. 薬物動態に関する項目

(3) 乳汁への移行性

<参考>

ラット静脈内投与で乳汁中へ移行することが報告されている。

(4) 髄液への移行性

該当資料なし

(5) その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2) 代謝に関与する酵素(CYP450等)の分子種

該当資料なし

(3) 初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4) 代謝物の活性の有無及び比率

該当資料なし

(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ

該当資料なし

6. 排泄

(1) 排泄部位及び経路

該当資料なし

(2) 排泄率

該当資料なし

(3) 排泄速度

該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

Ⅲ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)

【禁忌】(次の患者には投与しないこと)

本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

「V.2.用法及び用量」の項を参照すること。

5. 慎重投与内容とその理由

慎重投与(次の患者には慎重に投与すること)

- (1) 無水晶体眼又は眼内レンズ挿入眼の患者[のう胞様黄斑浮腫を含む黄斑浮腫、及びそれに伴う視力低下を起こすとの報告がある。]
- (2) 眼内炎(虹彩炎、ぶどう膜炎)のある患者[類薬で眼圧上昇がみられたとの報告がある。]
- (3) ヘルペスウイルスが潜在している可能性のある患者「角膜ヘルペスが再発したとの報告がある。]
- (4) 妊婦、産婦、授乳婦等(「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項参照)

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

- (1) 本剤の投与により、虹彩や眼瞼への色素沈着(メラニンの増加)による色調変化、あるいは眼周囲の多毛化があらわれることがある。これらは投与の継続により徐々に進行し、投与中止により停止する。眼瞼色調変化及び眼周囲の多毛化については、投与中止後徐々に消失、あるいは軽減する可能性があるが、虹彩色調変化については投与中止後も消失しないことが報告されている。混合色虹彩の患者では虹彩の色調変化は明確に認められるが、暗褐色の単色虹彩の患者(日本人に多い)においても変化が認められている。特に片眼投与の場合、左右眼で虹彩の色調に差が生じる可能性がある。これらの症状については、長期的な情報が十分に得られていないので、患者を定期的に診察し、十分観察すること。投与に際しては、これらの症状について患者に十分説明し、また、眼瞼色調変化、眼周囲の多毛化の予防あるいは軽減のため、投与の際に液が眼瞼皮膚等についた場合には、よくふき取るか、洗顔するよう患者を指導すること。
- (2) 本剤投与中に角膜上皮障害(点状表層角膜炎、糸状角膜炎、角膜びらん)があらわれることがあるので、しみる、そう痒感、眼痛等の自覚症状が持続する場合には、直ちに受診するよう患者に十分に指導すること。
- (3) 本剤を閉塞隅角緑内障に投与する場合は、使用経験がないことから慎重に投与することが望ましい。

Ⅲ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目

(4) 本剤の点眼後、一時的に霧視があらわれることがあるため、症状が回復するまで機械類の操作や 自動車等の運転には従事させないよう指導すること。

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

該当しない

(2) 併用注意とその理由

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
プロスタグランジン系点眼剤	眼圧上昇がみられたとの報告がある。 ³⁾	機序不明
ラタノプロスト含有点眼剤		

8. 副作用

(1) 副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していないため、副作用発現頻度は不明である。

(2) 重大な副作用と初期症状

重大な副作用(頻度不明)

虹彩色素沈着:虹彩色素沈着があらわれることがあるため、患者を定期的に診察し、虹彩色素沈着があらわれた場合には臨床状態に応じて投与を中止すること。(「重要な基本的注意」の項参照)

(3) その他の副作用

副作用が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うこと。

種類\頻度	頻度不明		
	結膜充血、眼そう痒症、眼瞼色素沈着、角膜びらん、睫毛の異常(睫毛が長く、太		
	く、濃くなる等)、眼瞼の多毛症、結膜炎、結膜浮腫、結膜出血、眼瞼浮腫、眼瞼紅		
	斑、眼瞼そう痒症、眼瞼障害、眼脂、点状角膜炎、眼刺激、霧視、眼の異常感(違和		
眼	感、べとつき感等)、くぼんだ眼 ^{注)} 、結膜色素沈着、眼瞼炎、眼瞼下垂、涙液分泌低		
	下、霰粒腫、マイボーム腺梗塞、糸状角膜炎、角膜血管新生、虹彩炎、眼乾燥、眼		
	の灼熱感、眼痛、羞明、白内障、眼精疲労、視力低下、視覚障害、眼球運動失調、		
	眼圧上昇、ぶどう膜炎、黄斑浮腫、乾性角結膜炎、流涙		
循環器	狭心症発作、高血圧		
消化器	胃不快感		
呼吸器	咳嗽		
その他	尿潜血、CK 増加、口唇疱疹、浮動性めまい、頭痛、胸痛、耳鳴、白血球数増加、		
その他	ALT (GPT) 增加、γ -GTP 增加		

注)「その他の注意」の項参照

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

「2.禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)」の項を参照すること。

9. 高齢者への投与

-般に高齢者では生理機能が低下しているので注意すること。

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

(1) 妊婦

妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には、治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること。[妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。動物実験では、妊娠マウスに 0.3mg/kg/日以上を経口投与した場合に、流産及び早産が認められ、妊娠・授乳ラットに 0.3mg/kg/日以上を経口投与した場合に、胎児毒性(胎児死亡等)が認められた。なお、これら所見が発現した際の親動物における曝露量(AUC)はヒト点眼時の 68 倍以上であった。]

(2) 授乳婦

授乳中の婦人に投与することを避け、やむを得ず投与する場合には授乳を中止させること。[動物 試験(ラット:静脈内投与)で乳汁中へ移行することが報告されている。]

11. 小児等への投与

低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は確立していない(使用経験がない。)。

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

- (1) 投与経路:点眼用にのみ使用すること。
- (2) 投 与 時:患者に対し次の点に注意するよう指導すること。
 - 1) 点眼したときに液が眼瞼皮膚等についた場合は、すぐにふき取るか、洗顔すること。
 - 2) 点眼のとき、容器の先端が直接目に触れないように注意すること。
 - 3) 他の点眼剤を併用する場合には、少なくとも 5 分間以上の間隔をあけて点眼すること。
 - 4) ベンザルコニウム塩化物によりコンタクトレンズを変色させることがあるので、コンタクトレンズを装着している場合は、点眼前に一旦レンズを外し、点眼 15 分以上経過後に再装用すること。

15. その他の注意

投与前後で精密に眼瞼の状態を比較した場合、「くぼんだ眼」が高頻度で認められるとの報告がある。⁴⁾

16. その他

該当しない

IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験

- (1) 薬効薬理試験(「VI. 薬効薬理に関する項目」参照)
- (2) 副次的薬理試験

該当資料なし

(3) 安全性薬理試験

該当資料なし

(4) その他の薬理試験

該当資料なし

2. 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

該当資料なし

(2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

(3) 生殖発生毒性試験

(参考)

妊娠マウスに 0.3mg/kg/日以上を経口投与した場合に、流産及び早産が認められ、妊娠・授乳ラット に 0.3mg/kg/日以上を経口投与した場合に、胎児毒性(胎児死亡等)が認められた。なお、これら所 見が発現した際の親動物における曝露量(AUC)はより点眼時の 68 倍以上であった。

(4) その他の特殊毒性

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

製 剤:処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること) 有効成分:該当しない

2. 有効期間又は使用期限

使用期限:外箱及びラベルに表示(3年)

3. 貯法・保存条件

室温保存、気密容器

4. 薬剤取扱い上の注意点

(1) 薬局での取り扱い上の留意点について

該当しない

(2) 薬剤交付時の取扱いについて(患者等に留意すべき必須事項等)

使用期限内であっても、開栓後は速やかに使用すること。

「WII.14.適用上の注意」の項を参照すること。

患者向医薬品ガイド:有り、くすりのしおり:有り

(3) 調剤時の留意点について

該当しない

5. 承認条件等

該当しない

6. 包装

ビマトプロスト点眼液 0.03%「ニットー」: 2.5mL×5 本 2.5mL×10 本

7. 容器の材質

容 器:ポリエチレン

中 栓:ポリエチレン

キャップ:ポリプロピレン

8. 同一成分・同効薬

同一成分薬:ルミガン®点眼液 0.03%

同 効 薬:イソプロピルウノプロストン、タフルプロスト、トラボプロスト、ラタノプロスト

9. 国際誕生年月日

2001年3月16日

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日:2018年8月15日

承認番号:23000AMX00639000

11. 薬価基準収載年月日

2018年12月14日

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成 18 年厚生労働省告示第 107 号)の一部を改正した平成 20 年厚生労働省告示第 97 号(平成 20 年 3 月 19 日付)の「投薬期間に上限が設けられている医薬品」には該当しない。

16. 各種コード

販売名	HOT (9 桁) 番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト電算コード
ビマトプロスト点眼液 0.03%「ニットー」	126634401	1319757Q1060	622663401

17. 保険給付上の注意

本剤は診療報酬における後発医薬品である。

XI. 文献

1. 引用文献

- 1) 東亜薬品株式会社:ビマトプロスト点眼液 0.03%「ニットー」の安定性試験(社内資料)
- 2) 北村正樹:医薬ジャーナル, 46, 574, 2010.
- 3) Herndon, L. W. et al.: Arch. Ophthalmol., 120, 847, 2002.
- 4) Aihara, M. et al.: Jpn. J. Ophthalmol., 55, 600, 2011.

2. その他の参考文献

XII. 参考資料

1. 主な外国での発売状況

該当しない

2. 海外における臨床支援情報

XIII. 備考

1. その他の関連資料